

流山市地区敬老行事支援事業実施要領新旧対照表

改正後	改正前
<p>○流山市地区敬老行事支援事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、多年にわたり社会につくしてきた地区の高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老行事（以下「地区敬老行事」という。）を開催する公共的団体に対し、市が当該敬老行事の開催を奨励するための支援を行うに当たり必要な事項を定めるものである。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、地区敬老行事とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条に規定する地域福祉及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条第3項に規定する行事に基づき、敬老行事を開催する公共的団体が自主的に独自性をもって地区の高齢者のために開催する行事をいう。</p> <p>(支援の種類)</p> <p>第3条 支援の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地区敬老行事を開催しようとする公共的団体に、当該行事へ招待しようとする区域内の高齢者に係る氏名、住所、生年月日及び性別の情報を提供する。</p> <p>(2) 地区敬老行事を開催した地区社会福祉協議会に対し、感謝や引き続き開催されることへの奨励の意を込めて報償費を支給する。</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか、地区敬老行事を開催するに当たり、必要と認める支援とする。</p> <p>(情報提供)</p> <p>第4条 前条第1号の情報の提供を受けようとする公共的団体は、地区敬老行事高齢者名簿閲覧（写し交付）申出書（別記第1号様式）により、市長に申請し、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 名簿を紛失、盗難等のないよう配慮し、万一紛失、盗難、その他の事故が発生</p>	<p>○流山市地区敬老行事支援事業実施要領</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、多年にわたり社会につくしてきた地区の高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老行事（以下「地区敬老行事」という。）を開催する公共的団体に対し、市が当該敬老行事の開催を奨励するための支援を行うに当たり必要な事項を定めるものである。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要領において、地区敬老行事とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条に規定する地域福祉及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条第3項に規定する行事に基づき、敬老行事を開催する公共的団体が自主的に独自性をもって地区の高齢者のために開催する行事をいう。</p> <p>(支援の種類)</p> <p>第3条 支援の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地区敬老行事を開催しようとする公共的団体に、当該行事へ招待しようとする区域内の高齢者に係る氏名、住所、生年月日及び性別の情報を提供する。</p> <p>(2) 地区敬老行事を開催した地区社会福祉協議会に対し、感謝や引き続き開催されることへの奨励の意を込めて報償費を支給する。</p> <p>(3) 前各号に定めるもののほか、地区敬老行事を開催するに当たり、必要と認める支援とする。</p> <p>(情報提供)</p> <p>第4条 前条第1号の情報の提供を受けようとする公共的団体は、地区敬老行事高齢者名簿閲覧（写し交付）申出書（別記第1号様式）により、市長に申請し、次の事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 名簿を紛失、盗難等のないよう配慮し、万一紛失、盗難、その他の事故が発生</p>

改正後	改正前
<p>したときは、直ちに高齢者生きがい推進課に報告し、適切な措置を講じること。</p> <p>(2) 名簿は福祉目的の事業に使用し、取扱える範囲は役員とする。</p> <p>また、取扱いには十分注意し、会長が責任をもって管理すること。</p> <p>(3) 名簿の内容から知り得た秘密を他に漏らしたり、第三者に提供しないこと。</p> <p>(4) 名簿を複写等するときは、最小限にとどめ、その複写等をした者及びその用途等を記録すること。</p> <p>(5) 当該行事が終了したときは、名簿（複写等を含む。）を高齢者生きがい推進課に返却すること。</p> <p>(報償費の額)</p>	<p>したときは、直ちに高齢者生きがい推進課に報告し、適切な措置を講じること。</p> <p>(2) 名簿は福祉目的の事業に使用し、取扱える範囲は役員とする。</p> <p>また、取扱いには十分注意し、会長が責任をもって管理すること。</p> <p>(3) 名簿の内容から知り得た秘密を他に漏らしたり、第三者に提供しないこと。</p> <p>(4) 名簿を複写等するときは、最小限にとどめ、その複写等をした者及びその用途等を記録すること。</p> <p>(5) 当該行事が終了したときは、名簿（複写等を含む。）を高齢者生きがい推進課に返却すること。</p> <p>(報償費の額)</p>
<p>第5条 第3条第2号の報償費の額は、<u>毎年度の4月1日現在の会員数及び前年度実績を基に次の区分より算出した額とする。</u></p> <p><b>1 基本額</b></p> <p><u>1地区</u> 130,000 円</p> <p><b>2 行事实施実績加算額</b></p> <p><u>開催日数 50 日を超える地区</u> 10,000 円</p> <p><b>3 参加者数加算額</b></p> <p><u>行事参加者が年間 1,001 名から 1,500 名まで</u> 10,000 円</p> <p><u>行事参加者が年間 1,501 名から 2,000 名まで</u> 20,000 円</p> <p><u>行事参加者が年間 2,001 名以上</u> 30,000 円</p> <p>(開催の報告)</p>	<p>第5条 第3条第2号の報償費の額は、<u>1 地区社会福祉協議会当たり年 1 5 万円とする。</u></p> <p>(開催の報告)</p>
<p>第6条 地区敬老行事を開催した地区社会福祉協議会は、その開催した状況を地区敬老行事開催状況報告書（別記第2号様式）にパンフレット等を添えて、市長に報告</p>	<p>第6条 地区敬老行事を開催した地区社会福祉協議会は、その開催した状況を地区敬老行事開催状況報告書（別記第2号様式）にパンフレット等を添えて、市長に報告</p>

改正後	改正前
<p>しなければならない。</p> <p>(報償費の支払い)</p> <p>第7条 市長は、前条の報告を受けたときは速やかに、報償費を当該地区社会福祉協議会に年1回支払うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成17年1月13日から施行し、平成16年4月1日以降に開催した地区敬老行事について適用する。</p> <p>付 則</p> <p>この要領は、平成18年10月2日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要領は、平成21年5月1日から施行する。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要領は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>しなければならない。</p> <p>(報償費の支払い)</p> <p>第7条 市長は、前条の報告を受けたときは速やかに、報償費を当該地区社会福祉協議会に年1回支払うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成17年1月13日から施行し、平成16年4月1日以降に開催した地区敬老行事について適用する。</p> <p>付 則</p> <p>この要領は、平成18年10月2日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要領は、平成21年5月1日から施行する。</p>